



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

- P.2
公益認定等ガイドライン研究会
湯浅信好座長インタビュー
～分かりやすく、整理された
「実務で使いやすい手引」を目指して～
- P.4
公益法人の会計に関する研究会
高山昌茂座長インタビュー
～公益法人ならではの強みが発揮できるように、
わかりやすい財務情報の開示を目指して～
- P.6
内閣府と地方所管法人等との対話
中国四国ブロック会議
- P.8
令和6年度 東海北陸6県ブロック会議
内閣府と地方所管法人との対話
- P.10
新制度における外部理事・外部監事の選任について
- P.11
新しい公益法人制度説明会
(仙台会場・北海道東北ブロック)
- P.12
公益認定申請・法人運営相談等について



公益認定等委員会だより

公益認定等

ガイドライン研究会

湯浅信好座長

インタビュー



～分かりやすく、整理された「実務で使いやすい手引」を目指して～

【Profile】湯浅信好（ゆあさ のぶよし）

略歴：1961年生まれ。2003年中央青山監査法人（後のみずず監査法人）代表社員、2007年新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員。2022年から公益認定等委員会委員長代理（常勤委員）。公認会計士。

新ガイドラインについてお聞きする前に、湯浅座長のこれまでの公益法人との関わりについてお聞かせいただけますか。

本格的な公益法人と関わりは、令和4年に公益認定等委員会の委員を拝命してからになりますが、それ以前には、公認会計士として担当していた上場企業の管理者から、同社創業者が設立した奨学財団の主として経理処理について相談を受けた経験などがありました。

新ガイドラインを取りまとめるに際し、一番苦勞された点はどこですか。

分かりやすく、を求めますと、どうしても具体的に記載する必要が生じますが、一方、法人に画一的な判断・対応を求めて、法人の自由な経営判断を阻害してしまうことは避けねばならず、両者のバランスに留意致しました。

これまでのガイドラインにはどのような課題があったとお考えですか。また、今回の改訂で課題は克服されたのでしょうか。

今までのガイドラインは、公益法人認定法に係る一部の事項について簡潔に説明したものであり、実務の指針としての役割は限定的でした。今回のガイドラインは、公益法人認定法等に係る事項を網羅しており、また、可能な限り詳細に記載していますので、実務にご活用いただけるものと考えています。

今回の公益法人制度改革は、公益法人制度を「より使い勝手の良いものに」というのが大きなテーマだったと思いますが、新ガイドラインの検討に当たり、湯浅座長なりのテーマは何かありましたか。

公益法人や公益法人を目指される法人の方々が、公益認定等の基準が理解できずご苦労される、更には認定自体をあきらめてしまう、ということが極力生じないよう、「分かりやすく、また整理され、実務で使いやすい手引」となるもの、をご提示したいと考えていました。

新ガイドラインは、これまでのガイドラインと比べ分量が多い、という声もありますが、ガイドラインをどのように活用いただくことを期待していますか。

丁寧な記述に努め、また、順に読んで頂ければご理解いただけるよう、複数のテーマに共通する内容も重複して記述していることもあり、分量が多くなっていますが、本ガイドラインの基本的考え方や全体像をご理解頂くため、是非、一度は通読いただけると幸いです。その後は、「手引き」として、お困りの際に該当部分をご覧いただければと存じます。

最後に、今後の公益法人の活動への期待、公益法人行政への期待をお聞かせください。

公益法人の方々から活動内容について直接お話をお伺いする機会もありますが、その度に公益法人の活動が社会に無くてはならないものであると痛感致します。公益法人制度改革の目的でもありますが、公益法人による公益活動がより活性化し、社会的課題の解決が進むことを期待いたします。また、行政には、個別の公益法人へのサポートの充実はもとより、国民の公益法人制度等に関する理解の浸透、寄附文化の醸成のための各種施策を推し進められることを期待いたします。

【事務局から】

新ガイドラインでは、「公益目的事業」と判断する際に必要となる要素や申請書に記載すべき事項を明確化し、また、公益法人に求められる各規律について、その趣旨を明記するとともに、これまでFAQ等の形で示していた情報を集約化するなどしています。

分量は多くなりましたが、誰もが必要な詳細情報にアクセス可能であり、「知っている人だけが利用できる」というような不公平をなくし、全ての法人の皆様に新制度を上手く活用いただきたいと考えております。

新ガイドライン本体は！に掲載しております。



公益法人の 会計に関する研究 会高山昌茂座長 インタビュー



～公益法人ならではの強
みが発揮できるように、
わかりやすい財務情報の
開示を目指して～

【Profile】高山昌茂（たかやま まさしげ）

略歴：1961年生まれ。公認会計士・税理士、協和監査法人・税理士法人協和会計事務所代表社員。内閣府公益認定等委員会参与、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」座長。「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」座長代理。元日本公認会計士協会非営利委員会公益法人専門部会専門委員。

新公益法人会計基準についてお聞きする前に、高山座長のこれまでの公益法人との関わりについてお聞かせいただけますか。

はじめて公益法人と関わったのは、平成のはじめで昭和60年会計基準が適用されていた頃です。企業会計とあまりにも異なる会計処理でしたので理解するのに大変苦労したことを思い出します。そしてその後、日本公認会計士協会の非営利法人委員会専門委員として公益法人会計基準に関する実務指針の作成に携わり、縁あって前回の平成20年会計基準の作成にも関わりました。そう考えると公益法人会計基準とは四半世紀以上関わっていることになります。

今回の公益法人制度改革は、公益法人制度を「より使い勝手の良いものに」というのが大きなテーマだったと思いますが、新公益法人会計基準の検討に当たり、高山座長なりのテーマは何かありましたか。

新公益法人会計基準の検討に際して、国民にとってより「わかりやすい財務情報」の開示となるように、なるべく「公益法人特有の会計処理」をなくすことをテーマといたしました。これから新たに公益法人に参加される役職員の方々、あるいは新たに寄付をしようとしているの方々にとって、基本的な会計知識があれば理解できる「わかりやすい財務情報」となるようにと心掛けました。そのため「本表を簡素」とすることで、一見して法人全体の状況がわかるようにし、「詳細情報は注記等」とすることで必要十分な財務情報を提供できるようにいたしました。

今回、会計基準が大きく変わることについて、公益法人から不安の声も聞かれますが、どのようにお考えですか。

公益法人の皆様が新しい会計基準に不安を感じられるのは、当然のことだと考えています。特に、従来の慣れ親しんだ会計処理方法や財務報告の形式が変わることで、どのような実務対応が必要なのか、業務負担が増えないか、といった懸念が生じるのは理解できます。その不安解消への取り組みとしては、丁寧な説明、研修や相談体制が必要となります。なお、基準適用をすぐに進めるのではなく、3年間の経過措置を設けていますので、法人が準備を整えながら適応できるようにしています。また会計監査人設置法人以外の法人であれば簡便的な会計処理を採用できるようにいたしました。

最後に、今後の公益法人の活動への期待、公益法人行政への期待をお聞かせください。

今回の公益法人制度改革により、社会課題への機動的な取り組みが可能になりましたので、その課題解決に向けたリーダーシップを発揮していただきたいと期待しています。特に、持続可能な社会の構築やSDGsの目標達成に貢献する取り組みは、公益法人ならではの強みを生かせる分野です。

また公益法人の役割や成果を広く社会に伝える情報発信も重要です。公益法人行政が、法人の活動を紹介するプラットフォームや成功事例の共有を行うことで、寄付文化の促進や公益活動への理解が深まると期待しています。行政にはその活動を力強く後押しし、社会全体で公益性を支える土台づくりをお願いしたいと考えています。

【事務局から】

高山座長から言及のとおり、法令改正に伴う必要な措置に加え、今後の公益活動の拡大に資するため、公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とする観点から、公益法人の会計基準の見直しが行われました。新しい会計基準の内容について御理解いただき、会計実務における疑問等を解消していただくために、内閣府では、全国での相談会事業などの周知活動に取り組んでいますので、御活用いただければ幸いです。

新会計基準本体は！に掲載しております。

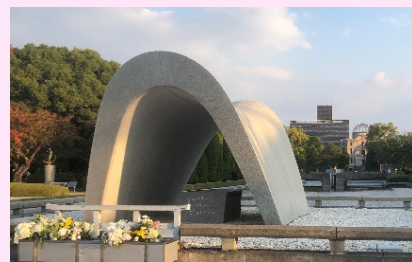


相談会はこちら！



内閣府と地方所管法人等との対話 中国四国ブロック会議

内閣府公益認定等委員会では、令和6年11月21日から22日にかけて広島県広島市を訪れ、黒田委員及び佐藤委員出席の下「内閣府と地方所管法人等との対話」「中国四国ブロック会議」を開催しましたので、その様子を紹介します。



1. 内閣府と地方所管法人等との対話

<公益法人制度改革説明会>

新しい公益法人制度について、広島県所管の公益法人を対象とした説明会を開催し、141法人のご担当者にご参加いただきました。

大野事務局次長からの説明後の質疑応答では「事業報告様式の変更時期」「外部役員の考え方」等に関するご質問をいただきました。

内閣府では、今後も各地で同様の説明会を開催し、本年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



<法人との対話>

広島県所管の2法人にお越しいただき、それぞれの活動内容を伺うとともに、全体で意見交換を行いました。各法人からは事業概要説明の他、実施事業に対する想いや今後の事業展望などの貴重なお話をいただきました。



広島交響楽協会様

蘭島文化振興財団様



※ご参加いただいた2法人の概要等は次のページをご覧ください

2. 中国四国ブロック会議（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

◎内閣府公益認定等委員会委員と中国四国各県合議制機関委員との意見交換会

新制度の「役員報酬」「立入検査実施」等に関する議題が提起され、活発な議論や意見交換がなされました。

◎各県事務担当者対象の公益法人制度改革説明会

大野事務局次長からの説明後、新制度後の内閣府と各都道府県での一体的な運用に向けた情報共有等に関するご意見ご質問をいただき、改めて問題意識を共有しました。



ご多忙のところ、説明会にご参加いただいた皆様、法人との対話にご参加いただいた広島交響楽協会及び蘭島文化振興財団の皆様、ブロック会議にご参加いただいた各県委員及び事務担当者の皆様、そして開催にあたりご準備や運営で大変お世話になりました幹事県の広島県の皆様に、あらためて感謝申し上げます。

3. 「法人との対話」にご参加いただいた公益法人の紹介

《公益社団法人 広島交響楽協会》

事業の概要：

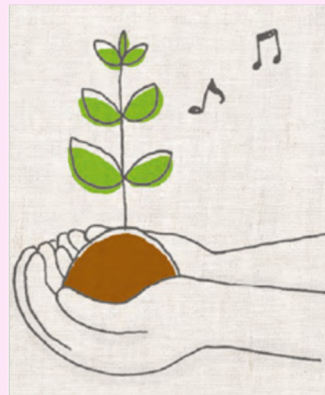
公1：交響管弦楽（オーケストラ）の演奏事業

創立年月日：昭和38年10月12日（広島市民交響楽団として発足）

設立年月日：昭和47年9月7日

移行年月日：平成23年4月1日

ホームページ：<http://hirokyo.or.jp/>



活動説明では、演奏会や地域の子供たちのための音楽鑑賞教室を開催し、交響楽を通して地域との親交や音楽文化振興を目指し、これら国民の心を豊かにする活動を、世界レベルの芸術性を追い求め、自分たちは地域の3大プロであるという高い意識をもって、多様な事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。

《公益財団法人 蘭島文化振興財団》

事業の概要：

公1：蘭島閣美術館、蘭島閣美術館別館、三之瀬御本陣芸術文化館における芸術文化振興事業

公2：昆虫の家における自然環境保全啓発事業

公3：松濤園における芸術文化振興事業

公4：白雪楼、春蘭荘・松籟亭・煎茶室における芸術文化振興事業

他1：図録販売、受託販売事業

設立年月日：平成14年9月30日

移行年月日：平成24年4月1日

ホームページ：<http://www.shimokamagari.jp/>



活動説明では、下蒲刈島という風光明媚な地においてより多くの人々に文化芸術の喜びと感動を与えることを目指し、展覧会事業や教育普及事業を行うとともに、朝鮮通信使再現行列等国民の心を豊かにするための活動を地域力と文化施設を最大限に活用して、多様な事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。

内閣府公益法人行政担当室(公益認定等委員会事務局) 公式YouTubeチャンネル

《公益社団法人 広島交響楽協会》

(内閣府の管理外のWebページとなります)

<https://www.youtube.com/watch?v=FPLvSGgcml0>

《公益財団法人 蘭島文化振興財団》

<https://www.youtube.com/watch?v=NnTWQOW4px0>

令和6年度 東海北陸6県ブロック会議 内閣府と地方所管法人との対話

恐竜王国 ふくい
Dinosaur Kingdom FUKUI

内閣府公益認定等委員会では、令和6年11月28日に生野委員及び片岡委員の出席の下、東海北陸6県ブロック会議（内閣府公益認定等委員会委員と合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議）を、翌29日には「地方所管法人との対話」（公益法人制度改革説明会及び福井県所管3法人との対話）を行いましたので、その様子を紹介します。

1. 内閣府と地方所管法人との対話

(1) 公益法人制度改革説明会

新しい公益法人制度について、福井県所管の公益法人を対象とした説明会を開催し、約75法人（約80名）にご参加いただきました。大野事務局次長が来年4月からの公益法人制度に係るポイントを分かりやすく説明した後、参加法人から行政庁に提出した書類の中の公表資料等について質問をいただきました。

内閣府としては、今後も説明会を各地で開催し、本年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



福井県所管法人への説明会

(2) 法人との対話

福井県所管の3法人にお集まりいただき、それぞれの活動内容を何うとともに、全体で意見交換を行いました。各法人からは、事業概要説明のほか、現状の様子に加え、事業実施における意義や使命、課題に対する対応状況、苦勞していることや工夫していることなどの貴重なお話をいただきました。



対話風景



出席者の集合写真

2. 東海北陸6県ブロック会議（富山県・石川県・愛知県・三重県・岐阜県・福井県）

◎内閣府公益認定等委員会委員と東海北陸6県合議制機関委員との意見交換会

意見交換会では、立入検査の見直しについて、公益認定取消しの最近の動向について、公益目的事業実施のための技術的能力の有無の判断についてなどの議題が提起され、活発な議論や意見交換が行われました。

◎東海北陸6県公益法人事務主管課長会議

会議では、定期提出書類の遅延に対する監督処分の方針について、外部からの情報提供等に対する対応について、公益法人制度改革の法人等への周知についてなど、内閣府及び各県での状況や考え方についての意見交換や情報共有が行われました。



← 東海北陸6県事務担当者への説明会



出席委員の集合写真

◎東海北陸6県事務担当者対象の公益法人制度説明会

大野事務局次長から、新しい公益法人制度について説明を行った後の質疑応答では、新制度に係る説明資料の閲覧方法、定期提出書類の公表方法等についての質問をいただき、問題意識などを共有しました。

3. 「内閣府と地方所管法人との対話」にご参加いただいた公益法人の紹介

【公益社団法人福井県バス協会】

事業の概要

- 公1：地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送サービスの改善、バス輸送の安全性の確保、環境対策等を実施する事業

設立年月日：昭和38年4月1日

移行年月日：平成25年4月1日（公益社団法人に移行）

ホームページ：<http://www.fukui-bus.net/kyoukai/>



9月20日バスの日イベント
「お絵描きバス」

人手不足対策として
実施している
合同企業説明会



活動説明では、能登半島地震に伴うボランティア輸送を行うなど、災害時における緊急輸送にも対応していること、人口が減少している過疎の町では、路線バスが地域の公共交通を確保しているが、補助金等の財源確保が困難な状況になっていること、バス業界全体の課題である人手不足に対応するため、月に1回程度、運転体験会を実施している旨のお話をいただきました。

【公益社団法人福井県観光連盟】

事業の概要

- 公1：観光情報の収集とインターネット、パンフレットなどによる情報発信等
- 公2：国内外の旅行会社への営業やメディアへの宣伝等による観光客の誘致促進
- 公3：観光素材の磨き上げによる地域活性化の推進と意欲的な人材の育成・支援
- 公4：コンベンションの誘致活動の推進、主催者への支援によるコンベンションの振興

設立年月日：昭和26年12月17日（任意団体として）

移行年月日：平成25年4月1日（公益社団法人に移行）

ホームページ：<https://www.fuku-e.com/about-us>



ふくい観光案内所



コンベンション開催支援制度



活動説明では、北陸新幹線の県内開業効果を活かし、さらなる観光客誘致のために、公式観光サイト「ふくいドットコム」で県内外の観光客に向け幅広く福井の魅力ある観光情報の発信を行っていること、「観光地域づくり法人(DMO)」に登録し、民間観光業者に対する支援も行っていること、「インバウンド誘致」については、県と協力して、推進している旨のお話をいただきました。

【公益財団法人ふくい産業支援センター】

事業の概要

- 公1：経営相談、創業・経営革新支援、経営情報の収集・提供に関する事業
- 公2：販路開拓支援に関する事業
- 公3：資金支援に関する事業
- 公4：技術開発・デザイン振興に関する事業
- 公5：人材育成に関する事業
- 収1：企業等の個別の要望に対して実施する経営支援等に関する事業

設立年：昭和46年8月（財団法人福井県中小企業公社）

移行年月日：平成23年4月1日（公益財団法人に移行）

ホームページ：<https://www.fisc.jp/>



窓口相談から専門家による伴走支援まで行う「ふくいDXオープンラボ」。VRやIoT等の最新機器も体験できる

2017年から実施している「福井ベンチャーピッチ」（通算11回）。2024年3月にはTIB(Tokyo Innovation Base)で開催



活動説明では、国や県の実施事業機関として、県内企業の意欲的な取組を支援し、8分野において各種支援を展開していること、特に「ベンチャー創出」や「IT・DX」が特徴的な分野で、ベンチャーピッチというイベントが全国的にも注目されていること、さまざまな研修を実施している中で、最近では、DXなどの新しい業界にリサーチをかけて、講師を探すなど、事業を強化している旨のお話をいただきました。

新制度における 外部理事・外部監事の選任について

本年4月1日から新しい公益法人制度が始まり、新たに外部理事・外部監事の選任が公益認定の基準となります。

公益法人の皆様におかれましては、新制度施行に向けた準備をお願いいたします。

自律的ガバナンスの充実(外部理事・外部監事)

改正概要

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】

	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の 理事・使用人でない者
	過去10年間当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の 理事・使用人でなかった者
	【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	
	【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	
適用除外	小規模法人除外 〔収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満〕	—
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用

業務執行理事以
外の理事も対象

設置時期への配慮

- 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。
- 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。(ガイドライン)

公益法人information「外部理事・外部監事に関する特設ページ」では、外部理事・外部監事の概要やよくある質問について御紹介しています。
ぜひ御活用ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/rijikanji.html>

新しい公益法人制度説明会 (仙台会場・北海道東北ブロック)

新しい公益法人制度の周知・広報活動の一環として、全国6会場・ブロックにおいて、1月～3月に対面方式での説明会を実施しています。

【仙台会場・北海道東北ブロック】

令和7年1月10日（金）、宮城県行政庁舎「講堂」を会場として新しい公益法人制度について、内閣府より主に北海道東北ブロック内の公益法人を対象に説明会を開催しました。

当日は、午前・午後の2回開催し、午前・午後で420名が参加しました。

説明会では、「新しい公益法人制度」について、以下の点から説明を行いました。

①制度改革とは

②新制度で何が変わるのか

- ・財務規律の柔軟化・明確化等
- ・行政手続の簡素化・合理化
- ・透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
- ・定期提出書類の切り替わり
- ・公益会計基準の見直し

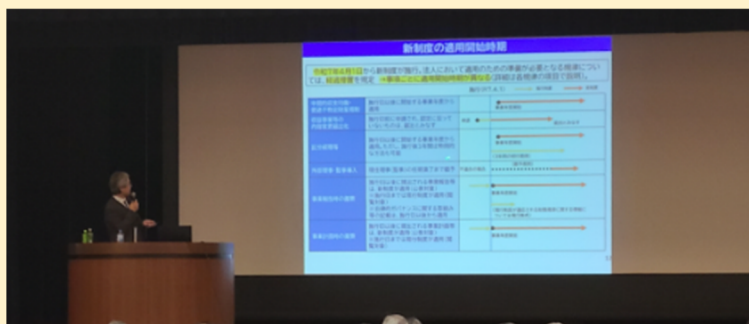
説明終了後には、参加者との間で質疑応答が行われました。

開催にあたり、協力いただいた宮城県に感謝申し上げます。

説明会は、このほか、東京、名古屋、神戸※、岡山、福岡※の各会場で開催地の都県の協力を得て実施します。

※神戸会場は1月31日実施済

※福岡会場は2月7日実施



公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

（12時～13時は対応していません。）

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」



是非、YouTubeご覧ください。

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

公益法人とは

公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など

公益法人への寄附

公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など

公益法人になる

公益認定を受けるために参考となる情報など

公益法人の皆様へ

公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など

公益認定等委員会

公益認定等委員会の答申や活動状況など

法律・制度関連

公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど

内閣府公益法人X

内閣府公益法人YouTube

内閣府公益法人メールマガジン

☒、YouTube、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555